

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について…………… 1
- ・ 平成 27 年 4 月の保育園等の待機児童数とその後（平成 27 年 10 月時点）
の状況について…………… 3
- ・ 第 2 回「待機児童問題等緊急対策特命チーム」開催
～緊急対策とりまとめに向けてヒアリングが実施される～…………… 4
- ・ 春の全国交通安全運動が 4 月 6 日より始まります
～子どもに対する交通安全教育の推進を～…………… 5

◆待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について◆

平成 28 年 3 月 28 日、厚生労働省は待機児童解消までの緊急的な取組として、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめ、公表しました。

本取組は緊急的なものであり、平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数が 50 名以上いる 114 市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的取り組んでいる市区町村を対象に講じる措置で、大きくは以下の 5 本の柱からなっています。

- I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化
 - 1 厚生労働大臣と市区町村との緊急対策会議等
 - 2 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(実施中)
 - 3 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(実施中)
 - 4 「保活」の実態を調査
 - 5 保育コンシェルジュの設置促進

- II 規制の弾力化・人材確保等
 - 1 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進
 - ・ 人員配置や面積基準について、国の定める基準を上回る基準を設定している市区町村において、国の基準を上回る部分を活用して、一人でも多くの児童を受け入れるよう、市区町村に対して要請する。
 - 2 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援

・自治体が単独事業として支援する認可外保育施設が、認可保育園等への移行計画を作成した場合に運営費を補助。

※現行の認可化移行運営費支援事業の補助要件である認可化移行期限（５年間）を緩和

3 認可基準を満たす施設の積極的認可

4 小規模保育園等の卒園児の円滑移行

・例外として認められている３歳児以降の継続入園をしやすいすることも考慮し、19人以下で定員設定されている小規模保育事業について、定員弾力化により、19人を超えた受入れの拡大（22人まで）を推進する。

（人員基準や面積基準は満たすことが必要）

5 幼稚園の預かり保育への支援強化

6 定員超過入園の柔軟な実施

・2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

7 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

・保育士の勤務環境改善等に資するため、近隣の保育園等が連携し、1か所の保育園等で共同保育することが、公定価格の減額なく可能であることを明確化する。

8 保育人材の資質向上・キャリアアップのため、以下の研修を推進

・保育士養成校の学生が現場実習する際の指導者の資質向上を目的とした研修

・新任保育士が円滑に職場に定着し、就業継続していくことを目的とした研修

・保護者支援、保護者対応等、保育士にとって負荷の大きい業務について主任保育士等を対象とした研修

・保育園等の管理者を対象としたマネジメント等の研修

9 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

10 保育補助者雇い上げ支援等の推進

11 短時間正社員制度の推進等

12 保育士の子どもの優先入園

13 保育園等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

Ⅲ 受け皿確保のための施設整備促進

1 施設整備費支援の拡充

① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化

② 小学校の空き教室等の活用

③ 公園などの都市施設等を活用した保育園等の設置促進

2 改修支援等の拡充

① 地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用した一時預かりの推進など

② 改修費支援の拡充

Ⅳ 既存事業の拡充・強化

1 保育コンシェルジュの設置促進

2 緊急的な一時預かり事業等の実施

- ・待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業（地域密着型、訪問型を含む）を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、地域の余裕スペースなども活用しながら、定期利用による保育サービスを提供する。

3 広域的保育所等利用事業の促進

- ・隣接する市区町村のどちらかに空いている保育園等がある場合、市区町村の圏域を越えて保育園等の利用調整が可能な場合、送迎バスを活用し市区町村の圏域を越えて保育園等の広域利用を支援する。

4 地域の中での円滑な整備促進

V 企業主導型保育事業の積極的展開

1 企業主導型保育事業の積極的展開

企業主導型保育事業（事業所内保育を主軸とした新規の保育事業）の積極的活用を図る。その際、

- ・多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ・市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ・地域枠も自由に設定できること
- ・認可の小規模保育事業等に準じる運営費や施設整備費の支援が行われることなど、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を積極的に図る。（企業、地域の経済団体、大学等への周知、働きかけ）

2 マッチング機能の強化

- ・複数の企業で共同利用し合う形態を促進するため、企業間及び企業と保育事業者間のマッチング機能を強化するためのコーディネーターを配置する。

3 あわせて事業所内保育園の空き定員も有効活用

4 企業主導型保育事業のための保育人材確保

- ・必要な人材研修（子育て支援員等）を積極的に実施する。

詳細は別添資料をご確認ください。

◆平成 27 年 4 月の保育園等の待機児童数とその後（平成 27 年 10 月時点）の状況について◆

平成 28 年 3 月 28 日、厚生労働省は、平成 27 年 4 月の保育園等の待機児童数とその後（平成 27 年 10 月時点）の状況について、公表しました。

平成 27 年 4 月の待機児童数は 23,167 人でしたが、年度途中に育児休業明け等により保育の申込みをしたものの入園できない数は、10 月時点で 22,148 人増加しました。この増加数と 4 月の待機児童数を足すと、45,315 人となり、平成 26 年 10 月と比較して 2,131 人増加したことになります。

4 月から 10 月の増加を年齢区分別で見ると、3 歳未満児（0～2 歳）は 19,902 人から

41,715人(うち0歳児は3,266人から19,586人、うち1・2歳児は16,636人から22,129人)、3歳以上児が3,265人から3,600人であり、3歳未満児の待機児童数増加が顕著です。

詳細は別添資料をご確認ください。

◆第2回「待機児童問題等緊急対策特命チーム」開催◆

～緊急対策とりまとめに向けてヒアリングが実施される～

本ニュース冒頭の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」のとりまとめに先立って、平成28年3月24日、自民党は第2回目となる「待機児童問題等緊急対策特命チーム」(木村弥生委員長)の会合を開きました。

3月18日に初会合を開き、待機児童問題の解消へ向けて、3月末まで緊急対策をとりまとめて政府に提言するとして、第2回目は、待機児童が多くある地域の子育て中の母親、保育士、行政等のヒアリングが行われました。

ヒアリングの出席者は、以下の通りです。

待機児童問題等対策特命チーム	待機児童問題に関するヒアリング
すこやか諏訪保育園園長	奥村尚三氏
すこやか諏訪保育園主任保育士	大坪陽子氏
(一社)Stand for mothers 事務局長	大原康子氏
	豊田尋子氏

大坪陽子主任保育士は、待機児童が多くある地域の保育士の立場から、

- ・20年以上前から慢性的な保育士不足の傾向があったこと
 - ・保育メニューの多様化が進み、保育士資格にプラスαの専門性が必要となってきたこと
 - ・保育士が保護者とともに子どもを育てていくサポーターであることに自負と誇りを持っていること
 - ・現状の職員配置では、労働時間のほぼ全てを子どもと向き合うこととなるため、保育や行事の準備に充てる時間の確保が困難であること
 - ・保育の質を下げることなく、待機児童解消に繋がる取り組みを期待すること
- 等について、発言がありました。

※なお、奥村尚三氏は、全国保育協議会 副会長。

◆春の全国交通安全運動が4月6日より始まります◆

～子どもに対する交通安全教育の推進を～

平成28年度の春の全国交通安全運動が、4月6日（水）～15日（金）の10日間にわたり実施されます。

今年度の全国交通安全運動推進要綱では、「保育所、幼稚園、小学校等における実施要領」として、「保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルール理解及び交通マナーの向上を図る。また、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。さらに、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。」とされています。

なお本件は、保育所及び認定こども園を利用している児童及びその保護者に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等も含めた正しい交通ルールと交通マナー教育の実施について、厚労省から全保協会員施設への周知協力依頼があったものです。

詳細は、下記 URL からご確認ください。

内閣府ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>交通安全対策>もっと詳しく>交通安全普及啓発事業等

<http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/index-ke.html>